

これからのまちづくりに大切な一票を

参議院議員通常選挙

《投票日》7月21日(日)予定 午前7時～午後8時

参議院議員通常選挙が7月21日に執行される予定です。

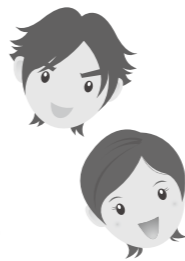
選挙は、私たち有権者の代表を選ぶ機会、すなわち私たちが政治に参加する大切な機会です。

あなたの票が、今後のまちづくりを進める大切な一票になります。安易に棄権することなく貴重な一票を活かしましょう。

〔年齢〕平成5年7月22日以前に生まれた方

〔住所〕平成25年4月3日以前から引き続き市内に住民登録し居住している方

○甲賀市における選挙人名簿登録者数は、平成25年6月2日現在で次のとおりです。
登録者数 73,458人



当日投票に行けない方は期日前投票を

次のとおり期日前投票を行いますので、投票日当日、業務や旅行などで投票に行けない方は、ご利用ください。

〔水口庁舎以外の期日前投票所〕

次の庁舎などでも期日前投票ができますが、投票のできる期間が水口庁舎とは異なりますのでお間違えの無いようご注意ください。

- 《期間》7月13日(土)～7月20日(土)
- 《時間》午前8時30分～午後8時
- 《場所》甲南庁舎
1階 ミーティングスペース

- 土山地域市民センター
1階 玄関横スペース
- 甲賀大原地域市民センター
1階 第2・3相談室
- 信楽地域市民センター
1階 事務室

《持参品》お手元に届いていれば、入場整理券をご持参ください。
ただし、入場整理券は棄権防止、投票所での整理等のため発行しているものですので、ご持参いただかなくても投票はできます。



投票できる人

投票日現在、年齢20歳以上の日本国民で、3か月以上甲賀市に住民登録している方です。

今回の選挙では次の要件を有する方が投票できます。

不在者投票をご利用ください



指定病院や施設に入院、入所されている方は、その施設内で不在者投票をすることが出来ます。日時や詳細については、入院、入所されている指定病院や施設にご確認ください。

また、仕事や勉強のため、現在市外に滞在されている方は、投票用紙を甲賀市選挙管理委員会へ請求してください。投票用紙をお送りします。送付されてきた封筒は、開封せずに現在滞在中の市区町村の選挙管理委員

郵便による不在者投票もできます



会に持参してください。その場で不在者投票することが出来ます。

次に該当する方は、郵便により自宅にて不在者投票することが出来ます。

- 1) 身体障害者
・身体障害者手帳に両下肢等の障害の程度が1級または2級であるとして記載されている方
・身体障害者手帳に心臓、腎臓等の

2) 戦傷病者

- ・戦傷病者手帳に両下肢等の障害の程度が特別項症から第2項症までであるとして記載されている方
- ・戦傷病者手帳に心臓、腎臓等の障害の程度が特別項症から第3項症までであるとして記載されている方

3) 介護保険法の要介護者

- ・介護保険の被保険者証の要介護状

問い合わせ
甲賀市選挙管理委員会
05-0667 / 63-4561

甲賀市議会基本条例(案) 市民説明会を開催

甲賀市議会は、市民憲章に掲げる「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定します。

市民の皆さんのご意見等を参考にさせていただきたいと思っておりますので、多数のご参加をお待ちしています。

日時

6月28日(金) 19時30分～

場所

サントピア水口 甲賀市共同福祉施設
※事前申し込みは不要です。

また、7月10日(水)までパブリック・コメント(意見募集)を実施しています。

閲覧場所

水口庁舎議会事務局、旧支所の地域市民センター(土山・甲賀大原・甲南第一・信楽地域市民センター)各窓口

※提出方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。



問い合わせ
議会事務局 ☎65-0655 / 63-4373